

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第33号は、専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長 山本稲一君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 制度の措置として、こういう専決でやるということになってきているわけですが、対象が非常に広範囲にわたって、影響があるというような、軽自動車の関係あるいはオートバイの関係等々ですが、それを専決でやるというのは、いかがなものかと思えますけれど、そこら辺の判断といたしますか、認識はどうですか。

○窓口税務課長（山本稲一君） ご指摘のとおり、軽自動車につきましては、対象が広範囲に渡っておりまして、施行も平成27年4月1日ということでございますけれども、今回の改正につきましては、改正部分が非常に広範囲に渡りまして煩雑でありますので、国から示された準則に従って、改正をさせていただきました。

また、賀茂郡5町の担当課長会議のなかでも、今回の税率改正は非常に煩雑ですので、正確を期すために、専決処分で準則どおりの改正としましよというふうなことで、協議をされておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○10番（鈴木源一郎君） 本改正で、わが町の軽自動車税等々の変更増の金額というのは、どんな変化になるんですか。

○窓口税務課長（山本稲一君） 今回の税率改正に伴いまして、平成25年度の調定額と比較しますと、平成27年度が、原付、二輪車の関係の税率が引き上げられますので、約90万円ほどの増額というふうなことになります。

それから、平成28年度につきましては、平成27年度に最初の新規検査を受けた軽四輪車等

に新税率が適用されてきますので、原付分と合わせまして300万円ほどの増額となると見込んでおります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにございませんか。

○5番（高柳孝博君） 先ほど、これは8パーセントの場合の交付税にもっていくという話だったんですが、10パーセントの場合というのは、まだこれからもむところがあるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの情報は、何か詳しいものは入っているのでしょうか。

○窓口税務課長（山本稲一君） 消費税10パーセントになった場合につきましては、さらにその町民税の法人税割ですか、そちらの方をさらに引き下げて、地方法人税、国税の原資として、国税として弱小の市町村へ配分するというようなお話はいただいておりますけれども、具体的に何パーセントという数字のようなことはまだ示されておられません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○7番（関 唯彦君） ちょっとどうしようかなと思ったんですけど、法人税の方、法人住民税の方ですね。これが市町村で2.6パーセント下がります。都道府県民税もそうなんですけれども。これを国税化して、交付税とするということなんですけれども。不交付団体は損をするような形で、私たちみたいな小規模の団体だと交付税が上がるかなというのは・・・、全国では6000億円程度でしょうかね。上がるという話は聞いているんですけども、この松崎町に対して、どのような影響が出るのでしょうかね。どのくらい増えるとかというのは、わかりづらいでしょうけれども、ある程度その辺は、わかる範囲で教えてもらえればと思うんですけども。

○窓口税務課長（山本稲一君） まさに今回の改正の目的が、都会ですと会社がたくさんありますから法人税もたくさん入ってくるわけですけども、当町みたいな町ですと法人税も少ないと、そこら辺を是正して小さな市町村に財源を配分しましょうというような考えの基に改正がされているというふうに聞いておりますので、当町につきましては、交付税等が増額になるというふうに私どもは考えておりますけれども、具体的に金額がいくらかというようなことにつきましては、私どもの方はまだちょっと把握をしておりませんので、申し訳ございません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本案に反対いたします。本案は専決ですから反対してもその効果はないわけですが、やっぱり非常に広範囲な軽自動車等に課税が強化されるということで、90万円とか、あるいは300万円とかという強化がされるということで、一方では、住民税の減税もあるかに聞きますけれども、それにしても増税であると、広い範囲の増税であるということで、私は反対いたします。

○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番(関 唯彦君) 議案第33号に賛成をいたします。これは法律に基づいた条例の改正であります。しかも、我われ小さい町にとっては交付税措置が多くされるという形で、喜ばしい面もあります。ただ、軽自動車とか、そういうもの、二輪に関しては増税で住民に負担をかけるところがありますけれども、全体としては松崎町のためにもなりますし、法に基づいた条例の改正でありますので、賛成をいたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(松崎町税条例等の一部を改正する条例)の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---